

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（5月6日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

【今後の対応（案）】

大阪府域に「緊急事態宣言」が行われたことを踏まえ、5月6日までの間、上記措置に加え、以下の対応を追加で行う

府有施設

現在開館している、以下の府有施設について、原則として休館する ※

（現在、予約が入っている案件については、開催の自粛を求めていく）

【新たに休館する府有施設例】

- ◆貸館・貸会議室
- ◆体育館・競技場
- ◆公園にある、体育館・テニスコート等の貸施設（公園自体は開園）

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金（キャンセル料）は、引き続き徴収しない